

令和4年8月1日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意見書

大阪市地方独立行政法人評価委員会条例（平成30年2月26日条例第2号）第2条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成26年9月30日規則第192号）第8条に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務実績に係る大阪市長の評価に対する本評価委員会の意見は、下記の通りである。

記

地方独立行政法人大阪市民病院機構の令和3事業年度の業務実績に係る大阪市長の評価について、異論はありません。

なお、評価委員会にて、次年度以降の評価等について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

- (1) 【評価番号16、17】患者満足度の向上について、市民への保健医療情報の提供・発信について
コロナ禍において、従来どおり実施することが難しい状況ではあるが、コロナ対応を継続しながらも、患者満足度調査など患者の声を聴く機会を増やすとともに、医療情報の提供や発信もより多くできるよう検討されたい。
- (2) 【評価番号26】医業収支比率等の改善について
自己資本比率が、非常に改善され、財政基盤が安定された。今後、コロナ対応や物価高騰など経費が増加することも考えられるが、増えた原資については、投資に活かすなど、来年度以降も維持できるよう検討されたい。
- (3) 業務実績に関する評価結果について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じた臨機応変な対応は評価できる。引き続き、年度計画の指標だけでは測れない実績を踏まえ、それを反映した評価とされたい。